





## 船舶事故調査報告書

令和5年3月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和4年6月4日 05時55分ごろ
発生場所	石川県珠洲市狼煙漁港（折戸地区）北方沖 禄剛埼灯台から真方位278° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯37° 32.0′ 東経137° 17.4′）
事故の概要	漁船隆昌丸は、揚網中、転覆した。 隆昌丸は、乗組員3人全員が落水してうち2人が死亡し、1人が低体温症を負い、船外機の濡れ損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 隆昌丸、0.4トン IK3-20200（漁船登録番号）、個人所有 4.97m（Lr）×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成14年9月28日
乗組員等に関する情報	船長 87歳 二級小型船舶操縦士・特殊 免許登録日 昭和61年10月3日 免許証交付日 令和2年11月9日 （令和8年10月2日まで有効） 甲板員A 80歳 操縦免許 なし 甲板員B 78歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年11月9日 免許証交付日 令和2年11月9日 （令和7年11月8日まで有効）
死傷者等	死亡 2人（船長、甲板員A）、軽症 1人（甲板員B）
損傷	船外機の濡れ損等 船首ガンネル部破損、揚網機欠落及び船外機の脱落消失は、本事故後、船体が岩場に打ち上げられて損傷したものと考えられる。（写真

	<p>1～4参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 本船（船首方から）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 本船（船尾方から）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真3 揚網機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真4 僚船の揚網機設置状況</p> </div> </div>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好  海象：波向 北、波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期、  海水温度 約16℃</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、和船型船で、船長ほか甲板員2人（以下「甲板員A」及び「甲板員B」という。）が乗り組み、さざえの刺し網漁を行う目的で、令和4年6月4日05時30分ごろ狼煙漁港（折戸地区）（以下「折戸漁港」という。）を出港し、05時35分ごろ折戸漁港北方沖の漁場に到着して揚網を開始した。</p> <p>船長は、2日に1張りの長さが約350mのさざえの刺し網を水深6～7mの岩礁上に3張り仕掛け、ふだん3～4日の間を置いて揚網するところ、4日から荒天となる気象予報を得ていたが、3日の午後から所用があり、揚網後の網の整備に時間が割けず、また、4日の早朝ならば荒天になる前に揚網ができると思い、3日に2張りを、4日の早朝に残りの1張りをそれぞれ揚網する予定としていた。</p> <p>本船は、甲板員Bが右舷船首部に設置してある揚網機の船尾側で立って揚網作業に当たり、甲板員Aが船体中央部に座って網に掛かっていたサザエを網から外す作業に当たり、船長が、左舷船尾部で半身の姿勢で腰を掛け、右手に船外機のチラーを持ち、ドラム下部から僅かに見える網の状況で判断しながら操船に当たっていた。（図1参照）</p>

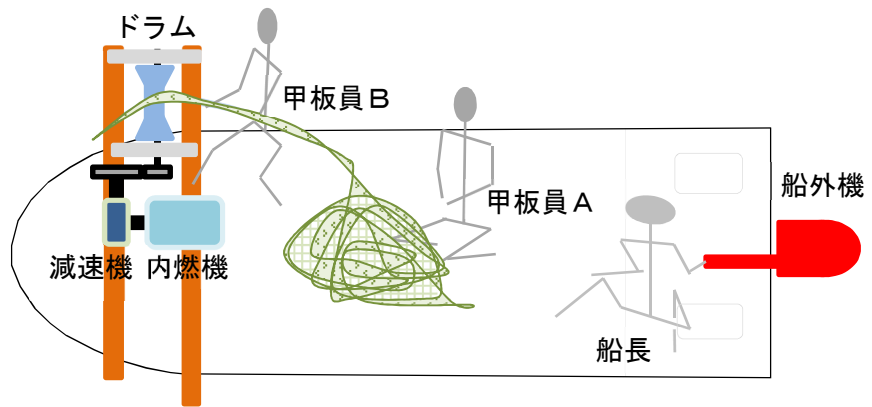


図1 本船の作業時の配置図

本船は、しだいに風が強まるとともに波高が約1.0mとなる中、船首を北方に向けて揚網を続け、残りの網が約70mとなった時、甲板員Bが、船尾方に振り返って「網が岩礁に引っかかった」と船長に知らせたが、ほぼ同時に、船外機のプロペラに網が巻き付いて、船外機が停止した。

船長は、船外機の再始動を試み、船外機が始動したところでクラッチ操作を行ったが、すぐに船外機が停止する状況が数回続き、「船外機が動かない」と言いながら、甲板員Bに対して「網を切れ」と指示をした。

本船は、プロペラを支点として船首が風浪によって右舷方に落とされ、甲板員Bが包丁を用いて網を切っていたところ、05時55分ごろ左舷正横から高起した磯波の打ち込みを受けて左舷方に転覆した。

船長、甲板員A及び甲板員Bは、転覆した本船の船体をつかんで大声を上げて助けを求めた。

甲板員Bは、大声を上げても誰にも聞こえないだろうと思い、本事故の発生を知らせようと本船を離れ、泳いで付近の洗岩にはい上がり、06時09分ごろ、携帯電話で‘ふだん揚網を終えて帰港した後、網の整備を一緒に行う親族’（以下「親族A」という。）に救助を求めようと携帯電話を操作したところ電源が落ちて発信ができず、その後意識を失った。

親族Aは、本船がふだんは出港してから約30分で帰港するところ、06時を過ぎても帰港せず、甲板員Bへの携帯電話が繋がらなかったため、06時30分ごろ近所の僚船（以下「僚船A」という。）の船長に相談した。

僚船Aの船長は、よく本船がさざえの刺し網を仕掛ける漁場の海岸線沿いに車を走らせながら本船を捜索したが、本船を見付けることができず、折戸漁港に戻って07時00分ごろ僚船Aに1人で乗り組み、本船の捜索を行う目的で出港した。

僚船Aの船長は、折戸漁港の防波堤の外に出たところ、岩礁付近で転覆していた本船を認め、また、防波堤付近に船長を発見して救助

	<p>し、折戸漁港に搬送するとともに07時08分ごろ海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>僚船Aの船長は、待機していた親族Aに船長を引き渡した後、携帯電話で救助の応援を依頼した僚船（以下「僚船B」という。）の船長と共に僚船Aで甲板員A及び甲板員Bの捜索に戻ったところ、防波堤の北方約100mの海上で甲板員Aを発見するとともに甲板員Bが洗岩の上にいるのを認めた。</p> <p>僚船Aの船長は、僚船Bの船長と共同して甲板員Aを折戸漁港に搬送し、僚船Aより船体が大きく洗岩に接岸できる別の僚船（以下「僚船C」という。）の船長及び僚船Bの船長に甲板員Bの救助を依頼し、07時30分ごろ警察及び消防に本事故の発生を連絡した。</p> <p>僚船Bの船長及び僚船Cの船長ほか1人は、僚船Cで甲板員Bを救助し折戸漁港に戻った。</p> <p>船長及び甲板員Aは、折戸漁港にて救急隊員に引き継がれ、救急車で病院に搬送されたが、医師により死亡が確認されて溺水と検案され、甲板員Bはドクターヘリで同病院に搬送されて低体温症と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び甲板員Aは、本事故の約36年前から2人で漁師を行っていたが、高齢になったので約3年前に漁師を辞めていたところ、甲板員Bが地元に戻ったことを契機に、3人で漁師を始めていた。</p> <p>甲板員Bは、漁師経験がなかったので、小型船舶操縦士免許を取得した後、本船をもらい受け、令和3年3月ごろから船長及び甲板員Aと共に漁師を始めたが、本船の操船及び作業方法等については、船長が主導していた。</p> <p>さざえの刺し網は、ナイロン製の網の上側に浮遊性のある浮子綱が、下側に鉛を通した沈子綱がそれぞれ高さ約80cmの網の上下に接続され、一束の長さが約35mあり、それを10束連結したものを1張りとし、両端に浮標と網の固定用として約3kgのチェーンが錨代わりに接続されていた。</p> <p>さざえの刺し網は、岩礁の上に仕掛けてあるので、‘揚網時には、潮の流れと反対方向に船を進め、網が岩礁に引っかからないよう潮上方向から揚網’（以下「剥がし揚げ<sup>しおがみ</sup>’という。）する必要があった。</p> <p>（図2及び図3参照）</p>

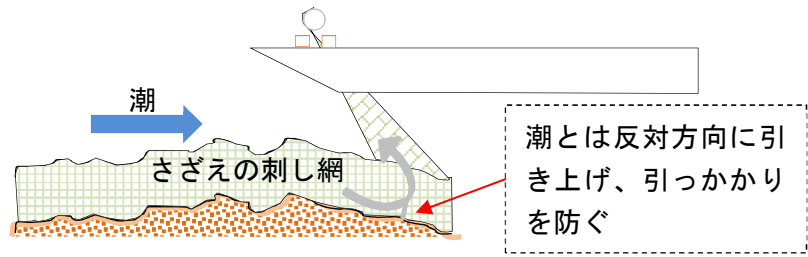


図2 剥がし揚げの状況

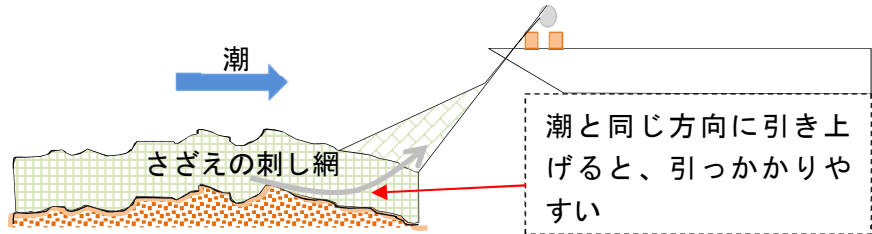


図3 岩礁に引っかかりやすい揚網状況

甲板員Bは、揚網を開始した時、風浪はなかったが、揚網が進むにつれて天候がしだいに悪化し、転覆直前には波高が約1mとなり、立って作業することが困難となる中、ふだん洗岩から5mくらいのところで揚網していたが、本事故時は2～3mくらいのところで揚網していたので、本船が流されていたと本事故後に思った。

甲板員Bは、転覆後に船外機を見た際、プロペラに網を巻き込んでいる状況を目撃していた。

僚船Aの船長は、本船の揚網中に荒天となり、揚網状況に対応した操船が困難になる状況下、船長が前進をかけ過ぎて船外機のプロペラに網を巻き込んで操船不能となり、船首が風下に落とされた結果、波を正横から受けて転覆したと本事故後に思った。

船長、甲板員A及び甲板員Bは、ベスト型の救命胴衣を着用していた。

本船は、本事故後、折戸漁港の漁業関係者によって岩礁から引き揚げられた。

**分析**

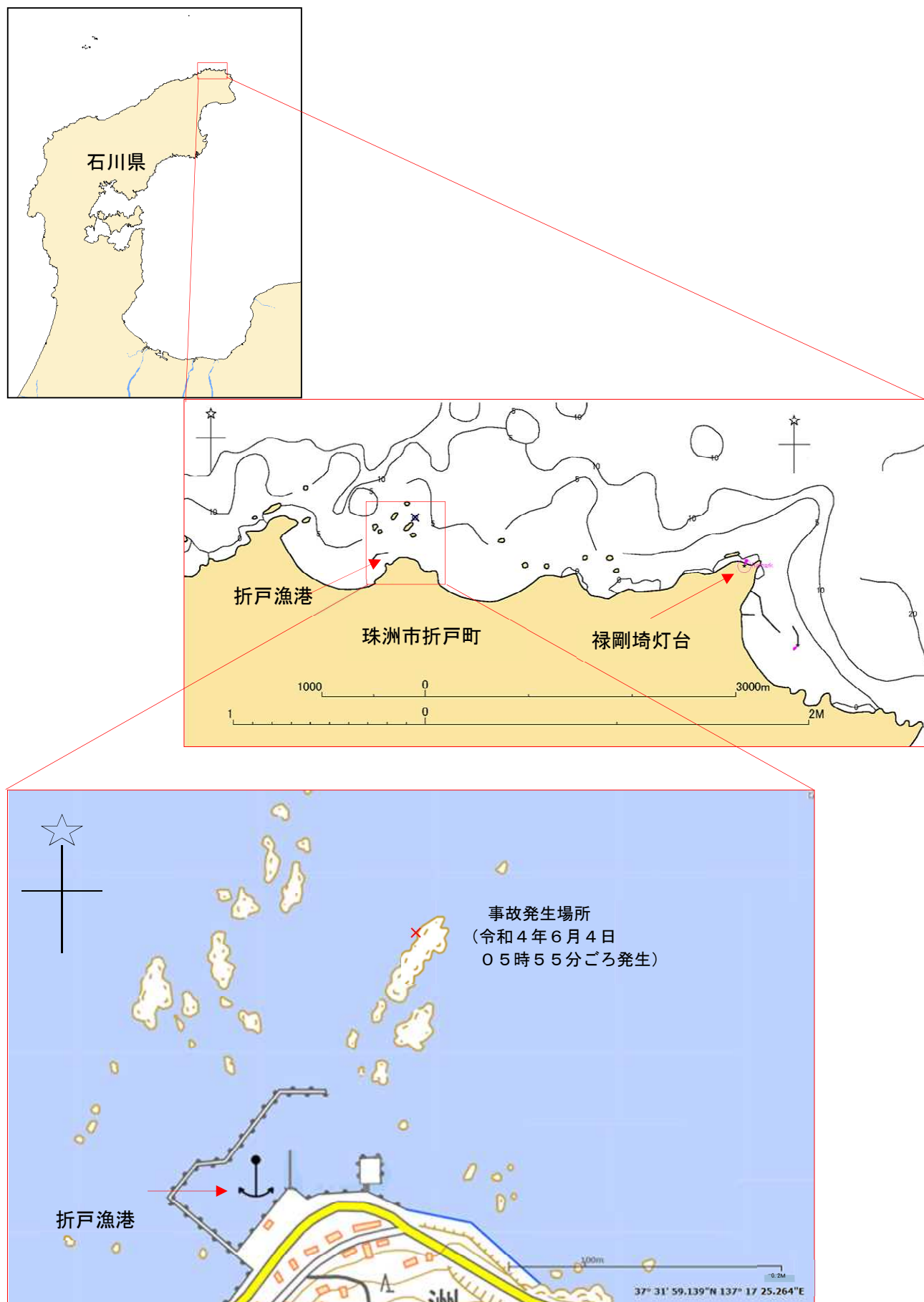
乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり  
なし  
あり

本船は、折戸漁港北方沖の漁場において、揚網を開始した頃からしだいに風浪が高くなり、船首の揚網機を起点に網が船体船底部を通過して船尾方に流れている状況下、船長が、剥がし揚げを行う際、ドラム下部から僅かに見える網の状況で判断し、船外機を更に前進にかけたことから、船首の揚網機を起点に網が船体船底部を通過して船尾方に流れている状況に気付かず、プロペラに網を巻き込み、船首が風浪で落とされ、左舷正横から波の打ち込みを受けて転覆したものと考えられる。

	<p>船長及び甲板員 A の死因は溺水であった。</p> <p>船長及び甲板員 A は、救助を求めて本船を離れ、折戸漁港に泳いで向かう途中で低体温症となり、溺水したものと考えられるが、目撃者がいなかったことから、それらの状況については明らかにすることができなかった。</p> <p>甲板員 B は、洗岩にはい上がり救助を待つ間、濡れた衣服が風力 3 の北風に吹かれたことから、体温が急激に低下し、低体温症を負ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、折戸漁港北方沖の漁場において、揚網を開始した頃からしだいに風浪が高くなり、船首の揚網機を起点に網が船体船底部を通過して船尾方に流れている状況下、船長が、剥がし揚げを行う際、ドラム下部から僅かに見える網の状況で判断し、船外機を更に前進にかけたため、船首の揚網機を起点に網が船体船底部を通過して船尾方に流れ、プロペラに網を巻き込んで船首が風浪で落とされ、左舷正横から波の打ち込みを受けて転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、剥がし揚げを行う目的で船外機を前進に操作する際、ドラム下部から僅かに見える網の状況のみで判断することなく、揚網中の網の方向を他の乗組員にも確認させ、報告させること。</li> <li>・ 船長は、洗岩付近での揚網作業は、磯波の影響を強く受けることを念頭に、剥がし揚げ方向を考えること。</li> <li>・ 船長は、天気予報で天候の悪化が予想されている場合、天候の悪化が早まることもあることを念頭に操業計画を立てること。</li> <li>・ 小型船舶に乗り組む者は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話又は P L B（携帯用位置指示無線標識）を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院ホームページ 地理院地図（電子国土web）使用）